

年金調査・年金相談申込書

氏 名	(カガカ)	性別	男 ・ 女	
生年月日	(明・大・昭・平)	年	月	日
住 所				
電話番号	()	—	、	、
携帯番号	()	—	、	、
メールアドレス				
連絡方法	メール連絡希望・電話連絡希望 (希望時間帯: 時頃 ~ 時頃)			

<依頼内容>

下記項目より、該当する依頼内容を選択のうえ、その選択番号をご記入頂き、メールもしくはFAXにて送信して頂きますようお願いいたします。

選択番号											
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【障害年金】

① 障害年金の制度や仕組みについて

障害年金とはどのような人がもらえるのか、またご相談者自身がその対象になるのかについて相談・調査を実施します。

② 障害年金の保険料納付要件の確認について

障害基礎年金・障害厚生年金を受給するためには、障害の程度が障害等級表に該当することが必要です。しかし、それ以前に申請するための一定要件があり、その申請するための要件を満たしているかどうかについて確認・調査を実施します。

③ 障害年金の申請手続きについての相談・代行申請手続きについて

障害年金の申請手続きを行いたいが、どのようにしたら良いか分からず相談したい場合や代行申請手続きのご依頼についてご対応させていただきます。

【老齢年金】

④ 老齢年金の受給資格調査

現在年金を受給されていない方について、その受給の可否について詳細な調査を実施します。老齢

年金については、原則の老齢年金の受給資格期間を満たしていない場合でも、老齢年金の受給資格期間の特例措置等に該当したり、カラ期間を取ったり、未統合の厚生年金記録が見つかったりすることで老齢年金の受給資格期間を満たすことができる場合があります。

<例>

- 昭和61年3月31日以前に配偶者が厚生年金に加入し、自身は国民年金に未加入であった方
- 結婚もしくは離婚して姓が変わったことがある、旧姓にて正社員で勤務していたことがある場合
- 過去に共済組合（例：公務員・自衛隊・学校職員等）に加入していたことがある場合
- 昭和56年12月以前に20歳に到達していた外国籍の方

※当該調査については、上記の（例）に該当する場合を含め、年金の受給資格が得られることを保証するものではありません。調査の結果、年金等の受給資格を得られない場合がありますので予めご了承ください。

⑤ 老齢年金の申請手続きについての相談・代行申請手続きについて

老齢年金の申請手続きを行いたいが、どのようにしたら良いか分からず相談したい場合や代行申請手続きのご依頼についてご対応させていただきます。

【各種年金】

⑥ その他の年金受給資格調査

企業年金、遺族基礎年金・遺族厚生年金、死亡一時金及び未支給年金など、受給できる年金の有無について、詳細な確認・調査を実施します。

<例>

- トラックの運転手やタクシーの運転手を行っていたことがある方
 - 老齢年金を受給していた配偶者が亡くなった。
 - 国民年金保険料をこれまで納付してきたが老齢基礎年金を受給前に亡くなった。
- ※当該調査については、上記の（例）に該当する場合を含め、年金の受給資格が得られることを保証するものではありません。調査の結果、年金等の受給資格を得られない場合がありますので予めご了承ください。

⑦ 各種年金の申請手続きについての相談・代行申請手続きについて

企業年金、遺族基礎年金・遺族厚生年金、死亡一時金及び未支給年金等の申請手続きを行いたいが、どのようにしたら良いか分からず相談したい場合や代行申請手続きのご依頼についてご対応させていただきます。

【その他】

⑧ 年金相談及び一般調査

受給権が複数ある場合の年金選択方法、給与と年金との調整、失業給付（基本手当）と年金の調整、

高年齢雇用継続給付と年金との調整、その他年金に関する相談及び調査を行います。

◎ その他（以下に具体的なご依頼内容をご記入ください。）

◎メールもしくはFAXが当事務所に到着次第、折り返しご連絡いたします。

FAX : 052-384-8076

メールアドレス : i-mail@ishino-sharoushi.com

※不許複製